

物流を支える環境整備の推進にご協力ください

物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者についても適用されております。

一方で、ドライバー不足や輸送力の低下による「2024年問題」に直面しており、何の対策も講じなければ、2030年度には34%の荷物が運べなくなるとも言われており、政府においても、様々な施策等を推進していますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者の皆様と一体となった取組が不可欠です。

つきましては、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主の皆様は、社内関係部門に次の事項を周知いただき、物流産業の環境整備にご協力いただきますようお願いいたします。

○【荷主等事業主各位】物流を支える環境整備の推進について（周知）

また、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主を会員等とする団体におかれては、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主に対し、次の事項の周知に御協力いただきますようお願いいたします。

○【関係団体代表者各位】物流を支える環境設備の推進について（周知協力依頼）

荷主等事業主 各位

物流を支える環境整備の推進について（周知）

平素から各行政分野の運営について、格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性がります。

政府においては、昨年設置しました「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定し、それらを順次実行するなど、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されており、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主におかれましては、社内関係部門に次の事項が周知されるよう改めてお願いいたします。

- 1 時間外労働の上限を規定する改正労働基準法や改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の概要
- 2 2024年3月に新たに告示した標準的運賃の内容
- 3 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（2023年11月策定）独占禁止法上の物流特殊指定や優越的地位の濫用規制の内容
- 4 荷主企業による取組事例

令和6年9月

徳島労働局長
香川労働局長
愛媛労働局長
高知労働局長
四国運輸局長
公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所四国支所長

【関連情報はこちらをご覧ください】

< お願い事項 1 , 2 , 4 関係 >

物流情報局「荷主の皆さまへ」 | 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipper>



< お願い事項 3 関係 >

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



独占禁止法 | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/index.html>



< 関連情報へのリンク集 >

はたらきかたスズメ！（すべての一般市民・事業主の皆様へ） | 香川労働局

https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/112501_00013.html



関係団体代表者 各位

物流を支える環境整備の推進について（周知協力依頼）

平素から各行政分野の運営について、格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性がります。

政府においては、昨年設置しました「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定し、それらを順次実行するなど、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されており、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主を会員等とする団体におかれては、次の事項について取り組んでいただきますようお願いいたします。

- 1 別添の荷主等事業主あて周知文書について、関係者への周知に御協力いただくこと。

令和6年9月
徳島労働局長
香川労働局長
愛媛労働局長
高知労働局長
四国運輸局長
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所長